

興行場施設基準

施設区分	基準内容	備考
設置場所	排水不良等入場者の衛生に支障をきたす場所に設置しないこと。なお、防湿のための措置その他入場者の衛生に支障をきたさないための措置が講じられている場合を除く。	
	周囲に採光及び換気に支障のないよう空き地など適当な空間を設けること。なお、採光及び換気に係わる構造設備により入場者の衛生に支障をきたさない場合を除く。	
観覧室	観覧席は食堂、ロビー、売店、便所等と隔壁等により区分すること。	
	適当な機械換気設備又は空気調和設備を設けること。なお、観覧室の外気に接する側壁に開口部を設けることにより十分な換気を行うことができる場合を除く。	
	階上の観覧席の前端には、階下に物品等が落ちないように適当な設備を設けること。	
照明	観覧室その他入場者が利用する場所（喫煙所、便所、廊下、階段を除く）には、床から0.8mの高さの所において100ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。	
	喫煙所および便所には、床面において50ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。	
	廊下および階段には、床面において70ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。	
	観覧室には、映写又は演技中であっても床面において0.2ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。	
	観覧室その他入場者が利用する場所には、非常電源による補助照明設備を設けること。	
売店	売店は、入場者の通行に支障のない場所に設けること。	
便所	男性用および女性用に区分して設け、その別を表示すること。	*特例1)
	水洗式とすること。なお、土地の状況により水洗式にしがたい場合を除く。この場合においては、防虫及び防臭の設備を設けること。	
	出入口が直接観覧席に開口しない構造であること。なお、前室のある水洗便所であって衛生上支障がない場合を除く。	
	定員100人までは4個以上、100人を超えて200人までは6個以上、200人を超えて300人までは10個以上、300人を超えて400人までは14個以上、400人を超えるときは、14個に100人までごとに2個を加えた数以上であること。	*特例2)
	男性用便器の数と女性用便器の数は、原則として同数であること。流水式給水栓を有する手洗い設備を設けること。	*特例1)
	観覧室その他入場者が利用する場所に臭気が進入しないよう適当な換気設備を設けること。	
<p>※基準の特例：次の興業場については、衛生上支障がないと認める場合は、基準の一部を緩和又は適用しないことができる。</p> <p>1) 屋外興行場（観覧席の大部分が屋外にある場合）</p> <p>2) 臨時興行場（学校、公民館、その他これに類する施設を利用して臨時に行う興行場）</p> <p>3) 仮設興行場（一時的に施設を仮設して興行を行う場合）</p> <p>*便所の特例</p> <p>1) 市長が認める便所について、男女用の区別並びに便器数の基準を適用しない。（身障者用便所など）</p> <p>2) 興行場の設置場所等により衛生上支障がないと市長が認める場合、便器数の基準を適用しない。（ビル内に設置された興行場など近接した場所に入場者が利用できる十分な便器数があればよい。）</p>		